## 障害者支援教室で発生した公務災害

静岡家族の会 尾崎正典

過労死を防止することを研究する過労死防止学会で今回、私たちの直面した災害を発表できることに感謝いたします。数千枚に及ぶ資料に対して今回4枚~5枚にてその内容を報告に沿う様に過労死防止に役立つポイントをまとめてみようと考えました。

尾崎裁判の公務災害当事者は昭和27年生まれの四人兄弟の長女で、小学校に入学当時 その知能指数などの数値が高く学校から連絡が入るほどであったと聞きました。中学校で は音楽部でバイオリンを弾いていました。当時の音楽部は弦楽器もあるオーケストラの様 な構成のクラブでした。その後多くの時間の後に地元で教師を続ける生活の中で、亡くな るまでコーラスに参加していました。音楽部の経験は自分でも音楽の一部になり演奏する 楽しみを知っていたからだと思います。高校では山岳部に入り山を縦走しておりました。 山は同じく、心から楽しめる時間だったようです。高校生当時ベトナム戦争が戦火を広げ ており善子は戦争反対の集会に行ったことで謹慎処分を受けました。当時7人の同校の友 人である、高校生がそのことが原因で退学処分になりました。姉は無期自宅謹慎処分の後 卒業して進学校でしたがあえて就職しました。今考えればベトナム戦争に反対する高校の 生徒が退学になることが日本の教育の歴史の一つの間違いであったことを反省のために残 すべき出来事であると考えます。その後善子は学びたい強い願望より1年後に中央大学に 入学して史学科で世界史を学びました。歴史の持つ大切さが善子を強く動かしたと思いま す。卒業後教員免許を取り小学校の教諭になりました。善子は高校時代の平和活動からそ の後も歴史的にみた戦争に反対し、平和ための活動を自らしていましたドイツのアウシュ ビッツ、中国の虐殺遺跡、東南アジアの戦跡、を訪ね歴史の悲惨な現代史跡を見て回った ようです。韓国の旅行や言葉の勉強もしておりました。山岳部だった事から国内のみなら ずヨーロッパのアルプスの縦走なども楽しんでいました。父や母を誘っての海外旅行や国 内旅行を楽しんでいました。兄弟姉妹の中でおそらく一番長生きをするだろうとその当時 私は感じておりました。47歳の時の健康診断で当時10歳以上体力的に若いと診断され ていました。特に悪いところは無いようでした。

22年普通学級の教員をした後、支援学級での知的発達障害のある児童と接する機会があり、児童の持つ可能性について強く感じるものがあり、興味を強く持つようになりました。発達障害者教育関連の書籍を多く読んでいたこと依りよくわかります。姉は私に自宅に障害者の指導の私的教育の教室を定年後は作りたいと話していました。当時自宅のデザインにそのことも考えていました。1年間の普通学級指導のあい間に週に2回ほど一時間程度手伝った後に、次の年に支援学級の担任を任されました。専門の免許はない中での勤務であったと考えます。そのとき行った指導の一部が1の資料になります。担任をした二人の児童と日々指導を考え児童の親とともに協力しながら深く、実践したことが文面からわかります。

被災1年前に初めて支援学級の担任になり1年を過ごす中で児童にそれぞれ自分なりに 成果があがって来たことを感じ児童の教育の進展を心より喜んでいました。本来やっと子 供たちと慣れてきてこれからの、この児童たちの教育に臨みたいと考えていた中、予想外 の新年度からの移動を命じられました。担当していた児童は自閉症の症状がある子供で変 化に弱く安定した教育が望まれるのですが、1年ごとに担任を変えることには善子は教育 上反対の考えでした。新しい学校は支援学級が無く初めて作るという年に転勤を求められ ました。それが嫌な場合は中学校への転勤を指導されていました。22年以上小学校勤務 をする中で中学校への転勤も難しいことから、被災した小学校への転勤をしました。善子 は組合活動や、平和運動、作文教育にも積極的で有った為管理する側からは、冷たい扱い は日頃から時に、あったようです。頭を切り替えて新しい学校に向き合うのに1か月ほど 掛かったと書いております。善子は養護教育などのための免許は持たず経験は1年だけで その前に少し補助に入った程度でした。明らかに経験不足の上支援学級の今までなかった 小学校に新設する養護学級をはじめから任されたわけであります。当初養護学級の新設に 当たる中で善子は設備が全くないこと、予算が何も計上されていないことを嘆いていまし た。通常既設の学級の必要備品等を校長が事前に準備及び予算計上を考えておくのが当た り前ではありますが、児童たちが入校した時には全く設備がなく担任の善子がすべてを予 算がない中で申請から行わなくてはなりませんでした。善子が6月になってやっと備品が 少しずつ入ってきたこと、年度途中の予算取りと申請が煩雑で業務に負担になったことを 書いています。地域の教育委員会校長は既存の支援学級の設備を考え、事前に整えるのが 当たり前だと考えます。一担任に新学期が始まる中でやらせるのは大変負担になります。 ほとんど経験のない善子にとって、けして簡単では無かったことは明らかです。事前準備 不足の責任の所在を曖昧にする大きな問題であると考えます。

新年度が始まり児童が入学してきました。新年度に児童を指導するために養護学級の場 合は普通学級と違い子供たちを指導するには多くの工夫と設備が必要なのです。何とか多 くの努力を伴いながら指導が進み前年度の指導経験をもとに同年10月になり二人の在籍 児童に対して一人の特筆すべき入学希望者が現れました。その児童は養護学校が相当(ワ ンランク重い障害と判断されている)と教育委員会で正当に評価されて入学(ワンランク 重度の障害を扱う施設、養護学校に入学している)している児童で、併せて家庭内暴力で 家庭での養育不可と判断され法的措置として施設に保護され、施設から養護学校に通って いる児童でした。施設ではほぼ一人の専門知識と免許の或る指導員が付きっきりで指導を していました。この児童は小学校に入学する年齢でも便の指導が出来ていない状態でした。 家族もその指導が出来ていませんでした。児童の記録に親がたたくことで多くの行動の抑 制をしていたこと、兄弟からも冷たい扱いや暴力をされていたことが、書かれていました。 この児童も守られるべき児童であることは確かでありました。同じ地域に育った二人の在 籍児童は保育園、幼稚園時代に、この児童からひどいいじめを受けており多くの傷を心や 体に刻み込んでおりその成長にも著しく影響が発生していた記録がありました。当時入学 希望の児童は家庭で暴力を受けることから、保育園や幼稚園などで暴力的になりほかの児 童をケガさせたりが絶えませんでした。親元から家庭内暴力で養育不能のため施設に法的 措置で預けられた子供を親が引き取り親元から地元の小学校の養護学級に通学させたいと いう希望が出されました。通常、ここですでに養育不能であり家庭では危険が伴うこと、

養護教育が大切な事が判断されて指導を受けている児童を法的解除もなく家庭に戻し養護学校相当を無視して、養護教室に入れることが計画されるでしょうか。わずかに、教育委員会と福祉施設の判断の半年後でした。教育委員会の決定や専門家である福祉施設の家庭から施設に保護をされている児童を親の希望のみで返すのか、そこにかかわる教育者の負担をどのように考えたのか、在籍児童への影響をどのように考えたのか、多くの専門家の判断を軽く見たり無視する圧力が加わり教育委員会も、福祉施設も自らの判断を安易に無視してしまいました。

教育委員会と学校長は父兄や担任、の反対の意見の中で、児童の状態を無視して「親に 入学を諦めさせるための体験入学を実施する」ことを決めました。教育委員会と学校長の 明らかに教育目的を逸脱した、親に児童の支援学級への入学が無理だと諦めさせるために 体験入学で無理な状態を見せる(混乱を事前に予測してそれをあえて起こさせることで親 に諦めさせる計画)密約が残されております。教育目的とはとても言えない教育現場を破 たんさせ、その状態から児童の入学が無理であることを親に知ってもらう為に体験入学は 行われました。このようなことは明らかに危険なあるまじき行為であります。教育委員会 と福祉施設の当初の専門的な判断を同時に軽視するものでした。これらのことはすべて証 拠文書により記録されています。専門家が家庭内暴力で家庭から養護施設に法的措置で離 しているのに法的解除もなく家庭に戻すのか、養護学校相当だと判断されているのになぜ 普通学校の支援学級に入れようとするのか。

ここで2つの判断が無視されています。何のために判断はされるのか、この優柔不断さ が災害の引き金になりました。次に通常体験入学は養護学級より養護学校への場合がほと んどで、多くの場合2日から3日の期間で行われることが常識であると専門家は発言して います。養護学校から養護学級への体験入学はほとんど行われていません。当時、養護施 設、福祉事務所、校長、もちろん担任、ほかの教諭、誰もそのような経験をもった人はい ませんでした。記録もありませんでした。しかし実行されました。この体験入学はなんと 2週間にわたって行われました。この点でも校長及び担当の教育委員会、及び福祉事務所 の判断の甘さと適切な期間の常識を逸脱していると専門家は指摘しております。つまり在 籍児童を含めた当事者に大変な危険を伴う計画が当事者の反対を押し切るように強引に実 施されたものです。教育上困難であると体験入学、数日目すでに判断されながらも、災害 と受傷などの危険を想定できない学校長と教育委員会は親が入学を諦める言葉が出るまで、 教室のこれまでの教育的成果を破壊して混乱して泣き叫ぶ在籍児童とその親が、子供たち をもう学校に通わせない、すぐにやめろと訴えました。しかし、教育委員会に陳情しても あまりにも無知な常識とかけ離れた、計画の通り実行されました。入学を望んだ親は子供 が家庭に戻った事につかれ果て、そのうえ教室での破壊的な状態を見て入学を取り下げま した。その間法的解除もしないまま家庭内暴力の有る家庭に戻した福祉事務所ではその間 一度も家庭への指導確認をしていませんでした。それは彼らの目的ではなかったのです。 教室で親が子供を殴る姿も目撃されています。教育委員会と学校長は目的を達成して親は 入学を諦めました。その後に開く予定の体験入学による、入学検討児童の今後の措置のた めの、評価の会合もやめてしまいました。計画を受け入れた小学校に対して、福祉施設は 「ダメでした」の電話連絡だけで教育目的のその後の児童の指導に生かすべき児童の評価 に対する会合も計画だけで全く実施されませんでした。被災した教諭はその記録をとるこ

とを命じられ、苦しい中で厳格に記録を取っています。被災職員にはやりもしない会合のための記録を取らせ会議が行われること、児童の今後の教育上大切な会議の資料と言われて夜間自宅で記録をまとめていました。被災職員はここでも教育委員会や福祉事務所、校長に裏切られました。驚くことに、被災職員が自死の後、児童の親は再度入学を求めることをしています。被災職員をうつ状態に追い込み教育目的の体裁も計画だけで行わずそのほぼ一年の成果のまとめの時期に大切に指導をしてきた、養護教育者の経験の浅い被災職員の前で壊されてしまいました。教育委員会と福祉施設と学校長はどのような児童への教育的成果を望んでいたのか、破壊を黙認し続けた彼らはそれを望んでいるようには考えられません。ほとんどその点は無視されていたと私は発生した多くの破壊的な事実を黙認したことより判断できると考えます。あえて破壊状態を親に見せる計画は達成しました。

私の姉はうつ状態を発生させ苦しい苦しいという中で半年後休職して闘病を続ける中、 自ら、死んでいきました。家族から見れば大変優秀な人材であったと感じておりました。 このようなことで被災させ死を招くことは大変残念な事実であったと理解されるべきであ ります。私は善子が退職後詩を書き文学を愛好する豊かな生活を送れると確信していまし た。体験入学は教育的目的ではなく、言葉どうりの親に諦めさせるために行われ、けして 認められざるものであったことが解ります。体験入学の計画された時より在籍児童で自閉 症の症状の有る児童はいじめられていた経験がよみがえり排便トラブルや不安定な状態が 危険な行動にまで発生していきます。小学校1年生で知的障害があり、養護教室に通う児 童が12月の日没の早い時期に5時過ぎの暗くなっても帰宅しなかったりしたことは大変 重度の危険をはらんでおります。健常児ではなく障害のある子供であることを皆さん考え て想像してください。親の心配がどれほどであったか、担任は児童の親と毎日文章をやり 取りして常に報告することは極めて教育上大切であると担任は考えていました。そのこと は担任にも親の切実な心配が直に通じることは明らかです。いやだいやだと泣き叫ぶこと もたびたび見られました。自傷行為や退行現象もみられております。まだ体験入学が始ま る前から多くの症状が現れてきております。この体験入学への疑問と危険に対しての回避 のための願いが福祉事務所や教育委員会に届けられています。そのうえで実行され、停止 する判断もされない中、児童を危険な状態に置き続けた事によりその児童を守るために担 任はあまりにも多くの異常な経験したことのない危険で悲惨な状態を経験し児童を何とか 守ろうとし続けたことで疲れ切り、うつ状態を発生させました。泣き叫ぶ児童を保護しな がら校長室に何度も避難しました。在籍児童のつらさは何度も何度も泣き叫び体を震えさ せる児童を抱き留めながら、その児童を一年間懸命に指導してくる中で、担任の心の冷静 さを超えてつらさと恐怖が伝わっていったと考えられます。自閉症の有る児童への対応は 難しく、変化を極力抑えたり大きな声には大変注意が必要でした。校長が毎日補助の担当 者を時間ごとに変える計画も全く自閉症に対する配慮に欠けるものでした。自閉症の児童 が声や行動に鋭く反応したりしてその後の発達を閉ざしてしまう危険は常に存在している ことを善子は認識しながら、その怖さを在籍児童の状態に見ていました。在籍児童は通学 できなくなり、入学希望の体験児童も教育のレベルの違いから苦しくなり泣きながら養護 学校に帰りたいことを訴えました。善子はその児童を保護しながら、その両者のはざまで 助けたいこと、守りたいこと、壊されていく一年間の教育的成果、の中で強度のストレス が善子をうつ状態にさせました。

うつ状態の善子の闘病の戦いは、辛かったと思います。身体症状が出た後、病院に行く 中、自分がうつ状態であるといくつかの病院の診察の後に判り、闘病は体験入学後すぐに 体調の著しく壊す中で始まっていきました。在籍児童の状態も不安定な中、年度末にその 年の教育的成果が大変驚くべき良い成果が児童に現れていると評価をされましたが、すで に善子はうつ状態が体調をむしばみ教室で児童と倒れてしまっていることも確認されてい ます。体験入学がなければ、多くの成果と素晴らしい進歩を児童の親と伴に喜んだことで しょう。やっとの思いの中で年度末を迎え、新学期が始まって数日後、勤務を断念し長期 休暇を取得して闘病生活となりました。善子にとりましては児童の教育にかける思いは強 く、今後も仕事が続けられるかどうか悩み、苦しみの連続であった事と思います。復職を 強く願いながらもうつ状態の病状が変化する中で苦しむ姿、当時75歳になる母にしがみ ついて苦しさを訴え何度も泣き崩れる姉の姿を思い出します。ある日姉が、お前がいてよ かったと夕食時に話した次の日の朝、善子は自ら死んでいきました。姉の姿が見えない朝 探し回る中で私の作業場の中で亡くなっていました。大声で叫びながら救急車を呼ぶ中で 私が梁から抱き下ろしました。善子は長期休暇で療養中に私に被災のいきさつや関連資料 を見せて説明していました。私はその後12年善子が公務による災害で亡くなったことを 証明するべく法廷闘争を行い事実を明らかにしてきました。この災害の裁判は最高裁で全 員一致で認められ判例になっております。

この災害を発生させない方法は私は簡単であったと考えます。この体験入学が必要であ ったか。教育委員会が専門的に判断した、特別養護学校相当の判断を何故安易に変えるこ とができるか。その後もこの児童は養護学校で学び続けています。この児童にとって養護 学校の教育こそ必要とされるもので、ついていけないレベルの教育では児童のためになら ないと理解できないのか。専門家は自信をもってその判断を守るべきです。児童にあった 教育こそ本当に必要なのです。家庭への児童に適した教育がどういうものか家庭に指導を 重ねるべきです。家庭の養育能力から暴力を伴うことでの児童とのトラブルに対して法的 措置で家庭から離している児童を法的解除も、その間の指導もないまま家庭に戻してよい のか、児童の家庭のみならず地元の小学校でもその危険を伴うトラブルは3日ほどで発生 しはじめ在籍児童と担任を苦しめました。簡単に予想できることです。トラブルが多発す る中、破綻し始めた3日目以後は、すでに判断できたとして、中止しても全く問題はなか ったのではないか。安全のために中止する基準も必要です。在籍児童の安全のためにもな ぜ教育委員会と校長は判断できなかったのか。特別養護学校の仮にも在籍児童を指導する のに被災職員は普通の小学校教諭の免許しか持たないのにそもそもこのような企画を担任 にやらせて良いのか。何のための資格試験か、人が不足すれば何でもよいのか。回避方法 として例えば在籍児童とは別の教室で在籍児童を保護しながら実施することもできたと考 えます。

本来体験入学は在籍児童の安全と教育をまず守る必要があります。そのうえで適性を確認する児童の判断は専門家がするべきことで親が入学を諦めるまで混乱を続けさせるのはあまりにもおかしいと考えます。教育界でこのようなことに対するマニュアルも全くないのはいかがなものでしょうか。現在は改善されているのでしょうか。善子にとって貴重な残りの40年の人生を無くさせたのは残念でなりません。家族にとっても多くの楽しい幸せな時間をすべてもって行ってしまいました。